

設 計 書

課 長		課 長 補 佐		課 長 補 佐		課 長 補 佐		係 長		審 査 者		設 計 者	
年 月 日	令和 7 年 月 日							工 事 概 要	鶴見公園 スポーツ施設 バasketゴール 防護マット支柱□100用 バasketゴール設置工 基礎工 1基 1基 1式 1式				
工 事 番 号	第 号												
河 川 名 公 園 名	鶴見公園												
施 行 位 置	阿久根市 鶴見町 地 内												
工 事 名	令和7年度 鶴見公園スポーツ施設整備工事												
工 期	150日間		施 行 方 法		直 営 ・ 請 負								
支 出 科 目	年 度 7	会 計 一 般		款			項	目	節				
	区 分			金 額				摘 要					
	設 計 額			円									
其 の 他	本工事は、鶴見公園地内にBasketゴールの整備を行い、競技人口の更なる増加と、市民が日常的にスポーツに親しむ機会の確保を行うものである。												

費 用	金 額	備 考
事 業 費	円	
工 事 費	円	
本 工 事 費	円	工事価格 円 消費税 相当額 円
附 帯 工 事 費		
測 量 設 計 費		
用地費 及 補償費		
換 地 諸 費 又 は 権 利 交 換 諸 費		
事 務 費		
事 務 雑 費		
工 事 雑 費		

工 事 設 計 書		
設計書総括情報		
事 務 所 名	阿久根市	
設 計 書 名	実施設計書	
事 業 名		
積算総括情報		
諸 経 費 体 系	A 公共	
適用単価区分	1 実施単価	
単価適用地区	31 北薩	
単 価 適 用 日	0 令和 7年 5月 1日	
積算条件 / 諸経費情報	【 当 世 代 】 【 前 世 代 】	
前払率 (%)	0 0 % (前払金保証対象外)	
工 種	0 9 公園	
施工地域	0 9 補正無し	
現場環境改善費	0 7 計上無し	
消費税税率	0 4 消費税税率 : 1 0 %	
契約保証	0 3 無保証	
港漁海上輸送補正	0 1 補正無	
週休 2 日補正	0 1 補正なし	
I C T 3 次元管理	0 1 なし	

本 工 事 費 内 訳 表

頁0-0003

費目・工種・施工名称など		数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
** 本工事費 **							X1000
基礎工	レベル 1			式			Y2E000000
基礎工	レベル 2			式			Y2E010000
基礎工	レベル 3			式			Y2E010100
基礎工)				式			Y2E010101
	床掘り 土砂，上記以外(小規模)	2	m3				SQZ012 0 施工内訳0-0001号表
	埋戻し 上記以外(小規模) 土砂	1	m3				SQZ016 0 施工内訳0-0002号表
	基礎砕石 RC-40， t = 7.5cm超12.5cm以下	1	m ²				SQ033 0 施工内訳0-0003号表
	小型構造物人力打設 18- 8-40(高炉)，小型車割増無し 一般養生，現場内小運搬無し	1	m3				SQ102 0 施工内訳0-0004号表

07-00000000001-40

阿 久 根 市

本 工 事 費 内 訳 表

頁0-0004

費目・工種・施工名称など	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
一般型枠 小型構造物	4	m ²			SQZ104 0 施工内訳0-0005号表
バスケットゴール設置工 レベル1		式			Y2J000000
バスケットゴール設置工 レベル2		式			Y2J010000
3バスケットゴール設置工 レベル3		式			Y2J010100
バスケットゴール設置工		式			Y2J010101
バスケットゴール設置工	1	基			V0001 0 施工内訳0-0006号表
* 共通仮設費・現場管理費調整データ *					#0041 A=工種金額に加算して集計する,B=特殊金額
バスケットゴール パンチングボード 板面：1,800×1,050 H=3,040	1	基			F0001 0
防護マット支柱 □100用 ポリエチレンフォーム 外皮防水帆布製	1	基			F0002 0

本 工 事 費 内 訳 表

頁0-0005

費目・工種・施工名称など	数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
* * 直接工事費 * *						
共通仮設費（ 率分）			式			
* * 共通仮設費計 * *						
* * 純工事費 * *						
現場管理費			式			
* * 現場管理費計 * *						
* * 工事原価 * *						
一般管理費			式			
契約保証費			式			

本 工 事 費 内 訳 表

頁0-0006

費目・工種・施工名称など	数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
* * 一般管理費等計 * *						
* * 工事価格 * *						
消費税相当額						
* * 請負工事費 * *			式			
工事価格計						
消費税相当額計						
請負工事費計			式			

床掘り
土砂，上記以外(小規模)
機械構成比：

SQZ012

施 工 内 訳 表

施工内訳0-0001号表

労務構成比：

材料構成比：

市場単価構成比：

標準単価：
1

m3 当り

代 表 機 労 材 規 格	構成比	単 価	代 表 機 労 材 規 格(東京地区)	単価(東京地区)	備 考
バックホウ（クローラ型）[後方超小旋回] 排ガス2次 山積0.28m3			バックホウ 山積0.28m3 クローラ型 [後方超小旋回型・排ガス2次]		MB425P
運転手（特殊）			運転手（特殊）		R1400
普通作業員			普通作業員		R0200
軽油			軽油 パトロール給油		T0002
積算単価			積算単価		EP001

床掘り
土砂，上記以外(小規模)
機械構成比：

SQZ012

施工内訳表

施工内訳0-0001号表

労務構成比：

材料構成比：

市場単価構成比：

標準単価：
1

m3 当り

代 表 機 労 材 規 格	構成比	単 価	代 表 機 労 材 規 格(東京地区)	単価(東京地区)	備 考
*** 単位当り計 ***					
A=1 土砂 E=1 -1- -4			B=5 上記以外(小規模)		

埋戻し
上記以外(小規模)
機械構成比：

土砂

SQZ016

施 工 内 訳 表

施工内訳0-0002号表

1

m3 当り

労務構成比：

材料構成比：

市場単価構成比：

標準単価：

代 表 機 労 材 規 格	構成比	単 価	代 表 機 労 材 規 格(東京地区)	単価(東京地区)	備 考
バックホウ（クローラ型）[後方超小旋回] 排ガス2次 山積0.28m3			バックホウ 山積0.28m3 クローラ型 [後方超小旋回型・排ガス2次]		MB425P
タンパ及びランマ 質量60～80kg			ランマ 質量60～80kg		M3606P
普通作業員			普通作業員		R0200
特殊作業員			特殊作業員		R0100
運転手（特殊）			運転手（特殊）		R1400

埋戻し
上記以外(小規模)
機械構成比：

労務構成比：

土砂

SQZ016

施 工 内 訳 表

施工内訳0-0002号表

標準単価：
1

m3 当り

材料構成比：

市場単価構成比：

代 表 機 労 材 規 格	構成比	単 価	代 表 機 労 材 規 格(東京地区)	単価(東京地区)	備 考
軽油			軽油 パトロール給油		T0002
ガソリン			ガソリン レギュラー スタンド		T0001
積算単価			積算単価		EP001
*** 単位当り計 ***					
A=5 上記以外(小規模) D=1 -1- -13			B=1 土砂		

施 工 内 訳 表

施工内訳0-0003号表

SQ033

基礎碎石

RC-40 , t = 7.5cm超12.5cm以下

1 m² 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
バックホウ賃料 山積 0 . 8 m3	0.008	日			T0456 1
普通作業員	0.019	人			R0200 1
特殊作業員	0.007	人			R0100 1
土木一般世話役	0.004	人			R2500 1
運転手（特殊）	0.006	人			R1400 1
再生碎石（ R C - 4 0 ）	0.120	m 3			T9106 1
軽油	0.451	L			T0002 1
＊ ＊ 代表機労材規格 ＊ ＊	-100	%			#01 この行までは参考表示であり積算には不使用
施工パッケージ 積算単価	1.00	m ²			
＊ ＊ ＊ 単位当り計 ＊ ＊ ＊	1	m ²			
A=2 t = 7.5cm超12.5cm以下 D=1 -2- -2			B=2 RC-40		

施 工 内 訳 表

施工内訳0-0004号表

小型構造物人力打設
18- 8-40(高炉), 小型車割増無し

SQ102
一般養生, 現場内小運搬無し

1 m3 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
普通作業員	0.322	人			R0200 1
特殊作業員	0.100	人			R0100 1
土木一般世話役	0.109	人			R2500 1
生コンクリート 18 - 8 - 40 (普通)	1.060	m 3			T0922 1
高炉Bセメント補正	1.060	m 3			T0900 1
** 代表機労材規格 **	-100	%			#01
施工パッケージ積算単価	1.00	m3			この行までは参考表示であり積算には不使用 E0001
*** 単位当り計 ***	1	m3			
A=2 小型構造物 C=13 人力打設(-1 H 1) E=2 高炉			B=4 水平打設距離2m以下 D=3 18- 8-40 G=1 小型車割増無し		
H=2 一般養生 L=1 -4- -4			J=2 現場内小運搬無し		

代 表 機 労 材 規 格	構成比	単 価	代 表 機 労 材 規 格(東京地区)	単価(東京地区)	備 考
型わく工			型わく工		R3300
普通作業員			普通作業員		R0200
土木一般世話役			土木一般世話役		R2500
その他(労務)			その他(労務)		ER009
積算単価			積算単価		EP001

一般型枠
小型構造物
機械構成比：

SQZ104

施 工 内 訳 表

施工内訳0-0005号表

1
標準単価：

m² 当り

代 表 機 労 材 規 格	構成比	単 価	代 表 機 労 材 規 格(東京地区)	単価(東京地区)	備 考
*** 単位当り計 ***					
A=1 一般型枠 C=1 -4- -2			B=2 小型構造物		

バスケットゴール設置工

V0001

施 工 内 訳 表

施工内訳0-0006号表

1 基 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
土木一般世話役	0.5	人			R2500
特殊作業員	1.0	人			R0100
普通作業員	2.0	人			R0200
トラッククレーン作業料金 割引なし 油圧伸縮ジブ型，4.9 t 吊	0.5	日			T0480S
*** 単位当り計 ***	1	基			

入力データ一覧表

頁0-0016

コード	名 称 ・ 規 格 な ど	数 量 / 単 位	単 価 額	条 件 名 値 称
X1000	** 本工事費 **			
Y2E000000	基礎工 レベル 1	式		
Y2E010000	基礎工 レベル 2	式		
Y2E010100	基礎工 レベル 3	式		
Y2E010101	基礎工)	式		
SQZ012	床掘り 土砂, 上記以外(小規模)	2 m3		A=1, B=5, E=1 A=土砂, B=上記以外(小規模), E= -1- -4
SQZ016	埋戻し 上記以外(小規模)	1 m3		A=5, B=1, D=1 A=上記以外(小規模), B=土砂, D= -1- -13
SQ033	基礎碎石 RC-40, t = 7.5cm超12.5cm以下	1 m ²		A=2, B=2, D=1 A= t = 7.5cm超12.5cm以下, B=RC-40, D= -2- -2
SQ102	小型構造物人力打設 18- 8-40(高炉), 小型車割増無し	1 m3		A=2, B=4, C=13, D=3, E=2, G=1, H=2, J=2, L=1 A=小型構造物, B=水平打設距離2m以下, C=人力打設(-1 H 1), D=18 - 8-40, E=高炉, G=小型車割増無し, H=一般養生, J=現場内小運搬無し , L= -4- -4
SQZ104	一般型枠 小型構造物	4 m ²		A=1, B=2, C=1 A=一般型枠, B=小型構造物, C= -4- -2
Y2J000000	バスケットゴール設置工 レベル 1	式		
Y2J010000	バスケットゴール設置工 レベル 2	式		
Y2J010100	3バスケットゴール設置工 レベル 3	式		
Y2J010101	バスケットゴール設置工	式		
V0001	バスケットゴール設置工	1 基		
#0041	* 共通仮設費・現場管理費調整データ *			A=1, B=2, C=1 A=工種金額に加算して集計する, B=特殊金額に減算して集計する, C = * 共通仮設費・現場管理費調整データ *

入力データ一覧表

頁0-0017

コード	名 称 ・ 規 格 な ど	数 量 / 単 位	単 価 金 額	条 件 名 称 条 件 名 称
F0001	バスケットゴール パンチングボード	1 基		
F0002	防護マット支柱 □100用	1 基		
G0000	* * 直接工事費 * *			
Z0050	共通仮設費（率分）	式		
G1000	* * 共通仮設費計 * *			
G2000	* * 純工事費 * *			
Z0020	現場管理費	式		
G2900	* * 現場管理費計 * *			
G4000	* * 工事原価 * *			
Z0030	一般管理費	式		
Z0031	契約保証費	式		
G4100	* * 一般管理費等計 * *			
G4800	* * 工事価格 * *			
Z0038	消費税相当額	式		
G5000	* * 請負工事費 * *			
G6000	工事価格計			
Z0039	消費税相当額計	式		
G4900	請負工事費計			

機 労 材 集 計 表

頁0-0018

項番	単価 コード	集計 区分	単 価 値	数量累計	単 位	単 価 名 称	集 計 区 分 名 称
1	M3606P	193		0.0500	供用日	タンパ及びランマ	路盤用・舗装用機械等
2	MB425P	190		0.1400	供用日	バックホウ（クローラ型）[後方超小旋回]	掘削・積込機械等
3	R0100	202		1.1370	人	特殊作業員	労務単価
4	R0200	202		2.9210	人	普通作業員	労務単価
5	R1400	202		0.0860	人	運転手（特殊）	労務単価
6	R2500	202		0.7330	人	土木一般世話役	労務単価
7	R3300	202		0.5600	人	型わく工	労務単価
8	T0001	221		0.2200	L	ガソリン	3-1 燃料類
9	T0002	221		3.6910	L	軽油	3-1 燃料類
10	T0456	382		0.0080	日	バックホウ賃料	建設機械賃料
11	T0480S	382		0.5000	日	トラッククレーン作業料金 割引なし	建設機械賃料
12	T0900	214		1.0600	m 3	高炉Bセメント補正	1-2 生コン補正
13	T0922	215		1.0600	m 3	生コンクリート	1-3 生コンクリート
14	T9106	230		0.1200	m 3	再生砕石（R C - 4 0 ）	5-4 再生砕石

数 量 総 括 表

工事名:令和7年度 鶴見公園スポーツ施設整備工事

名 称	規 格	当 初				備 考
		数量計算(設計数量)	積算数量	単位	参照資料・図面	
基礎工						
床掘り	小規模	$1.2 \times 1.2 \times 1.2 = 1.73$	2	m3	図面	基面整正含む
埋戻し	小規模	$1.73 - (0.14 + 1.00) = 0.59$	1	m3	図面	
基礎碎石		$1.2 \times 1.2 = 1.44$	1	m2	図面	
小型構造物人力打設		$1.0 \times 1.0 \times 1.0 = 1.0$	1	m3	図面	
一般型枠		$1.0 \times 1.0 \times 4.0 = 4.0$	4	m2	図面	
バスケットゴール設置工						
バスケットゴール設置工			1	式	図面	
バスケットゴール単柱式(風速条件Vo36m/sec)	ネット高:3050 全長:3950 ボード:1800×1050		1	基	図面	
防護マット支柱 □100用 2000mm			1	基	図面	

特記仕様書

第1章 総則

(総則)

第1条 この特記仕様書は、次の工事に適用する。

工 事 名：令和7年度 鶴見公園スポーツ施設整備工事

工事場所：阿久根市鶴見町地内

第2条 この工事は、契約図書及び図面によるほか、この特記仕様書ならびに下記仕様書等その他諸法を遵守し施工しなければならない。

なお、本特記仕様書及び共通仕様書、要綱、指針、示方書（最新版）に記載されていない事項で疑義が生じた場合は、別紙「工事打合簿」により監督職員（以下「甲」という。）と協議し、かつその指示に従うこと。

- (1) 土木工事共通仕様書（鹿児島県土木部制定）
- (2) 土木工事施工管理基準（鹿児島県土木部制定）
- (3) 土木請負工事必携（鹿児島県土木部制定）
- (4) 道路事業の手引き（鹿児島県土木部制定）
- (5) コンクリート標準示方書（土木学会制定）
- (6) 建設副産物適正処理推進要綱＜改定＞（国土交通省）
- (7) 土木工事安全施工技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課）
- (8) その他関係要綱、指針、示方書等

第3条 この工事の契約数量は、別添「本工事内訳書」のとおりとする。

なお、この数量に変更を生じた場合は、甲乙協議のうえ契約変更の対象とする。

ただし、出来形等に係る設計値は図面及び構造物調書のとおりとする。

第4条 ~~契約の保証は、当初請負金額が500万円を超える場合、請負金額の10分の1以上の金銭的保証を要す。~~

(前払金)

第5条 ~~保証事業会社の保証がなされている請負金額500万円以上のものについては、請負金額の10分の4以内で前払金を請求することができる。~~

~~なお、当初設計においては前記の前払金を受けるものとして一般管理費の率を計上してあるが、前払金を受けない場合でも、一般管理費の率は変更の対象としない。~~

~~2 前金払を請求する場合は、請求書に保証事業会社の保証に係る保証証書を添付して提出しなければならない。~~

(工事カルテ作成、登録)

第6条 ~~請負者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、実績情報システム（CORINS）に基づき、受注・変更・完成時に工事実績情報として「通知書」を作成し監督職員の確認を受けた上、受注時は契約後10日以内（主、日、祝日等を除く）に、登録内容の変更時は変更があった日から10日以内（主、日、祝日等を除く）に、完成時は工事完成後10日以内（主、日、祝日等を除く）に（財）日本建設情報総合センターに登録しなければならない。~~

~~—変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。ただし、工事請負代金2,500万円を超えて変更する場合には変更時登録を行うものとする。~~

~~—また、登録完了後は、（財）日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」を、直ちに監督職員に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。~~

（電子納品）

第7条 本工事は、電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「阿久根市電子納品ガイドライン（案）（令和4年1月）：（以下「ガイドライン」という。）」に定める基準に基づいて作成した電子データを指す。

【阿久根市ウェブサイト】

ホーム > 市政情報 > 施策・計画 > 土木・建築・交通 > 電子納品

- 2 ガイドラインに基づき作成した電子成果品は、電子媒体で正本・副本各1部の計2部提出する。電子納品レベル及び成果品の電子化の範囲については、事前協議を行い決定する。

（技術者）

第8条 請負者は、測量・調査・施工管理・検査のために専属して経験のある技術者を常置し、監督職員の指示に応じなければならない。

（監理技術者等の専任を要しない期間）

第9条 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、打合せ記録簿により明確となっていることを条件に、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定めること。

- 2 工事完成後、検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、請負者に通知した日（「工事目的物引受書」等における日付）とする。

（配置技術者等の途中交代）

第10条 配置技術者の途中交代が認められる場合としては、主任技術者又は監理技術者の死亡、傷病、退職等、真にやむを得ない場合の他、下記に該当する場合である。

請負者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合

- 2 前1項の場合であっても、請負者と発注者が協議し、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められる場合のみ途中交代が可能となる。

（現場代理人の工事現場への常駐を要しない場合）

第11条 現場代理人は現場に常駐し、その運営、取締りを行うこととされているが、以下のいずれかの要件を満たす場合に、工事請負契約書第10条第3項の「工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない」ものとして取り扱うこととする。ただし、いずれの場合にも連絡が常にとれる体制を確保する必要や現場保全の義務（現場の巡回等）があるため、現場代理人を設置しておくことは必要である。

- (1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- (2) 工事請負契約書第 20 条により工事が一時中止されている期間
- (3) ~~橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間。また、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の現場代理人が、これらの製作を一括して運営、取締りを行うことができるものとする。~~
- (4) 前 3 号に掲げる期間のほか、請負者から工事完成の通知があり、完成検査、事務手続、後片付け等のみが残っているなど、工事現場において作業等が行われていない期間

2 発注者への報告

前 1 項の要件を満たす場合は、現場代理人の工事現場における常駐は不要とし、他の工事と兼務することを可能とするが、「工事打合簿」等により、工事現場において作業等が行われていない期間を明確にしておくこと。

第12条 現場代理人の兼任

1 現場代理人の兼任を認める工事

現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の運営、取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項（請負代金の変更、契約の解除等を除く。）を処理する受注者の代理人であるが、次の(1)から(5)のすべてを満たし、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないと発注者が認めた場合、工事現場の兼任を認めるものとする。

また、主たる工種が区画線工事の場合、次の(1)、(2)及び(6)の全てを満たし、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないと発注者が認めた場合は工事現場の兼任を認めるものとする。

なお、専任の主任（監理）技術者と現場代理人を兼務する場合において、専任の技術者配置の特例により他の現場と兼任が認められた工事については、(2)、(4)、(5)の要件を満たすものとし、兼任できる工事は 2 件までとする。

- (1) 兼任できる工事は 3 件までとし、それぞれの工事の請負金額が 4,500 万円未満であること。ただし、設計変更により、工事の請負金額が 4,500 万円以上となり、各々の工事における主任（監理）技術者と現場代理人が異なる場合においては、受発注者協議の上、兼任することが出来る。
- (2) 発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡をとれること。
- (3) 兼任する工事の相互の移動は、概ね 1 時間以内であること。
- (4) 発注者又は監督員が求めた場合には工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと。
- (5) 兼任する現場代理人は、必ず担当工事現場のいずれかに常駐するとともに、1 日 1 回以上、担当工事現場を巡回し、現場管理等に当たること。
- (6) 兼任する現場代理人は、必ず担当する工事現場のいずれに常駐するとともに、それぞれの現場稼働日は重複しないこと。

2 現場代理人の兼任を行う場合には、「兼任（変更）申請書（別紙 1）」を提出し、発注者の承認を得たのち、必要に応じ、「現場代理人等選任（変更）通知書」により、発注者に通知すること。

なお、各々の工事において、発注者に現場代理人の兼任の承認を得ること。

3 安全管理の不徹底や現場体制の不備に起因する事故等が発生した場合、建設工事請負契約書第 12 条に基づき、請負者に対して、必要な措置をとるべきことを請求するものとする。

(施工体制台帳の作成等について)

第13条 本工事の請負者は、建設工事の一部を下請に付する場合は、施工体制台帳及び添付書類を作成し、工事現場に備え置くとともに、その写しを監督職員に遅滞なく(遅くとも下請工事の着手前までに)提出すること。また、施工体制台帳の記載事項又は添付書類に変更があったときは、その都度、当該変更があった年月日を付記して、変更に関する事項について、作成し提出すること。

(施工体系図の作成等について)

第14条 本工事の請負者は、工事を施工するために、建設工事の一部または以下のアからエの業務を下請に付する場合は、施工体系図を作成し、工事の期間中、工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆の見やすい場所に掲示するとともに、その写しを監督職員に遅滞なく(遅くとも下請工事または業務の着手前までに)提出すること。また、施工体系図の記載事項に変更があったときは、その都度、変更に関する事項について、作成し提出すること。

- ア 伐採及び測量・調査等の工事現場で作業を行う業務
- イ 土砂やコンクリート殻等の運搬のみを行う業務
- ウ 工事現場の警備(交通誘導を含む)を行う業務
- エ その他監督職員が記載を指示した業務等

第2章 工事の施工

(国土調査の基準点等測量標識等の保全)

第15条 施工区域内に国土調査の基準点等測量標識等がある場合は、その取り扱いについて監督職員に指示を仰ぐとともに、施工前に設置者と協議すること。

第16条 床掘及び切土

~~切土の法勾配は、設計図書に示した法勾配で仕上げるものとする。監督職員の承認を受けずに、切りすぎた土量の増については、変更契約の対象にしない。~~

第17条 盛土及び埋戻

- ~~1 盛土は常に肩下がりの横断形を保ち、土羽工を先行してはならない。~~
- ~~2 盛土施工中は、常に雨水等による土砂流出を起こさないよう、排水処理を考慮し施工すること。~~
- ~~3 埋戻前に漏水等がある場合は、必ず排水した後に、埋戻しをしなければならない。~~

第18条 コンクリート工

コンクリートは下記のとおりとする。

種別	基準強度	スランプ	最大粒径	使用箇所
高炉セメント B種	18N/mm ²	8±2.5cm	20・40mm	基礎工

第19条 本工事の施工にあたっての施工条件を下記に明示するので、請負者は、施工計画書の作成及び工事施工時において、十分留意するものとする。

なお、明示した施工条件に変更が生じた場合は、契約変更の対象とする。また、工事実施期間中に発生した施工条件についても、甲・乙協議し契約変更の対象とする。

(管内(県内)建設業者の優先使用)

第20条 請負業者は、工事の一部を下請けに付する場合は、阿久根市内に主たる営業所を有する者を使用するよう努めることとする。

- 2 請負業者は、前項で定めた建設業者を活用しない場合は、施工計画書等の提出と併せて「下請工事における管内建設業者等不活用状況報告書」を監督職員に提出すること。
- 3 請負業者は、工事完成時及び監督員から指示された場合、「下請業者使用実績報告書」を監督員に提出すること。

(県産資材の優先使用について)

第21条 工事に使用する資材については、県内で産出、生産または製造されたもの(以下「県産資材」という。)の優先使用に努めることとし、さらに、県産資材以外の資材等についても、県内に本店を置く資材業者等から調達するよう努めることとする。

- 2 請負業者「材料使用承認願」において、全ての資材について県産資材使用の有無を記載するとともに、以下に記載する「指定主要資材」の中で県産資材を使用しない場合は、「県産資材等不使用状況報告書」を監督員に提出し、承諾を得なければならない。

指定主要資材 (7品目)	生コン(レディミクストコンクリート) コンクリート二次製品 石材類 アスファルト合材 木材 樹木 野芝
-----------------	--

- 3 前項で定めた不使用状況報告書において、第1項で定めた資材業者等から調達しない場合は、その理由を記載すること。
- 4 請負業者は、工事完成時及び監督員から指示された場合、「建設資材使用実績報告書」を監督員に提出すること。
- 5 再生切込砕石については、原則として、かごしま認定リサイクル製品認定制度の認定を受けた製品を使用すること。

資 材 名	規 格	備 考
再生切込砕石 (かごしま認定リサイクル製品)	RC-40	基礎材

第22条 再生資源利用計画

受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に写しを提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を工事現場の公衆が見やすい場合に掲げなければならない。

第23条 工事等の施工にあたって要する物品等の調達について

- 1 資材、機械の購入や借入れ等をする場合は、可能な限り阿久根市内業者を優先して活用すること。
- 2 建設現場内における飲食のほか、現場事務所内で必要とされる事務用品等の購入は可能な限り阿久根市内業者から購入すること。

第24条 本工事は建設リサイクル法に規定されている特定建設資材及び特定建設資材廃棄

物が含まれているので、適正な措置を講ずること。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「6 解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と請負者の間で確認されるものであるため、発注者が積算条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

分別解体等の方法			(参考)
工程毎の作業内容・解体方法	工 程	作業内容	分別解体等の方法(＊)
	仮設	仮設工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	土工	土工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	基礎	基礎工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	本体構造	本体構造の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	本体付属品	本体付属品の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	その他	その他の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

＊「分別解体等の方法」の欄については、該当がない場合は記載の必要はない。
 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地	運搬距離
コンクリート	西園機動建設	出水市野田	L=9.7km
アスファルト	ツカサ	阿久根市鶴川内	L=3.2km

＊上記については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。
 ーなお、請負者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。
 ーただし、現場条件や数量の変更等、請負者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

(建設副産物の処理)ー

第25条 建設工事の施工により発生する指定副産物(コンクリート塊、アスファルトコンクリート塊及び建設発生木材)のうち、コンクリート殻(無筋)については30cm以下に小割りして盛土区間で使用すること。その他については再資源化施設へ搬出すること。また、運搬に先立っては受け入れ条件等を確認し、発注者に報告するものとする。

ーなお、積算に際しては、下記の条件により積算している。

鉄筋コンクリート

- ー(1) 受入場所：鹿児島県出水市野田ー(株)西園機動建設野田処分場ー
- ー(2) 受入れ時間帯：9時00分～17時00分ー
- ー(3) 仮置き等：必要な場合は、その場所を明示する。

アスファルト

- ー(1) 受入場所：鹿児島県阿久根市鶴川内ー(株)ツカサ処分場ー
- ー(2) 受入れ時間帯：9時00分～17時00分ー
- ー(3) 仮置き等：必要な場合は、その場所を明示する。

2 再生資材の利用

請負者は下記の資材の使用に際し、再生資材を利用すること。

資 材 名	規 格	備 考
再生砕石	RC - 40	基礎工

なお、使用に際し、「プラント再生舗装技術指針」等を遵守すること。

3 工事発注後にやむを得ない事情により上記の指定により難しい場合は、監督職員と協議の上、その指示によること。

第26条 再生資源利用促進計画

—受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設発生汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に写しを提出しなければならない。—

—また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画書を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。—

第27条 産業廃棄物管理票(マニフェスト)の提出

本工事の施工により発生する産業廃棄物については、処分状況等の記録（E票の写し及び産業廃棄物管理票(マニフェスト)総括表(別添様式1)）を工事完成図書に添付すること。

—なお、工事完了時点で最終処分が完了せず、E票が処分業者より返送されていない場合は、A票、B2票及びD票のうち直近に返送されたものの写しを添付すること。—

ただし、この場合においても、最終処分が完了し、E票が処分業者より返送され次第、直ちに同票の写しを提出すること。

—(産業廃棄物税)—

第28条 本工事により発生する建設廃棄物のうち、焼却施設及び最終処分場に搬入する産業廃棄物には、産業廃棄物税が課税されるので適正に処理すること。

(過積載等の防止)

第29条 ダンプトラック等による過積載等の防止について以下のことを遵守すること。

- (1) 工事用資機材等の積載超過のないようにすること。
- (2) 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
- (3) 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することがないようにすること。
- (4) さし枠の装着又は物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが、工事現場に出入りすることがないようにすること。
- (5) 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」(以下法という)の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
- (6) 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。
- (7) 第1号から第6号のことにつき、下請契約における請負者を指導すること。

(「鳥インフルエンザ」感染防止対策)

第30条 鹿児島県内における「高病原性鳥インフルエンザ」の発生が確認された場合、これに伴う、まん延防止のため、本工事においては、移動制限区域が解除されるまでの期間は、以下の感染防止対策を実施すること。

本工事関係車輛が移動制限区域を通過する場合は、消毒ポイントにおいて必ず消毒を受けること。

本工事関係車輛が移動制限区域外の主要な幹線道路を通過する場合においても、移動ルート上や周辺道路に消毒ポイントが設置されている場合は、消毒ポイントにおいて必ず消毒を受けること。

工事現場事務所の出入口では、消毒マットによる足ふき、手足の洗浄、うがいの励行等の方法により防疫対策を徹底すること。

上記について、下請業者や資材関係業者など、本工事の関係者全てに徹底すること。

2 移動制限区域や消毒ポイントは、以下の県庁ホームページで常に最新の情報を確認すること。

「トップページ」 - 「高病原性鳥インフルエンザの発生及び対応に関する情報提供」

第3章 その他

—(支障物件)—

第31条 着工前測量により嵩上げ切り下げ等が必要なマンホール等については、調査を行い速やかに監督職員へ報告すること。

(暴力団関係者による不当介入を受けた場合の措置)

第32条 阿久根市が発注する建設工事等(以下「市工事等」という。)において、暴力団関係者による不当要求又は工事妨害(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、その旨を遅滞なく市(発注者)及び警察に通報すること。市工事等において、暴力団関係者による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、市(発注者)と協議を行うこと。

(ヤンバルトサカヤスデのまん延防止)

第33条 ヤンバルトサカヤスデのまん延を防止するため、当該現場での土壌や植物等の搬出入に当たっては、別添「ヤンバルトサカヤスデのまん延防止対策について」を参考に、十分注意を払うとともに、ヤンバルトサカヤスデの棲息が確認された場合は、まん延防止対策を講ずる必要があるため、棲息状況等の調査を行い、監督職員に報告すること。

(法定外の労災保険の付保に係る設計図書への明示等について)

第34条 法定外の労災保険の付保

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

(週休2日)

第35条 本工事は、「週休2日」試行工事(受注者希望型)の対象である。

2 試行に当たっては、『「週休2日」試行工事実施要領』に基づき行うものとする。

3 実施要領は、鹿児島県ホームページから取得できる。

【別添】

ヤンバルトサカヤスデのまん延防止対策について

1 土・樹木等の措置

(1) 発生地区からの搬出を極力抑えることを原則とする。

(2) 廃棄樹木等については、一般廃棄物、産業廃棄物が取扱いが可能な焼却施設で焼却処理する。

一般廃棄物：市町村の所管する焼却施設、業の許可を有している民間の焼却施設

産業廃棄物：業の許可を有している民間の焼却施設（産業廃棄物税が発生します。）

2 工事区域周辺部の措置

周辺部への拡散を防止するため、周辺部に薬剤散布等の措置を行う。

3 やむを得ず、土・樹木等を発生地区から搬出する場合の措置

(1) 薬剤処理・薰蒸処理後、搬出する。

(2) 薬剤処理の困難な農作物等の搬出の場合は、付着土壌の除去、目視除去後、搬出する。

4 発生地区に搬入した建設機材や農・林業工作機械の措置

付着土壌の除去並びに薬剤処理後、搬出する。

5 未発生地区での措置

発生地区からの土・樹木等の搬入や農・林業工作機械の移動等があった場合は、上記１～３の措置が講じられているかを確認する。

奄美群島以外でヤンバルトサカヤスデの発生が確認されている地区

H 1 1：南九州市（旧穎娃町、旧知覧町）、

H 1 4：指宿市（旧山川町）、屋久島町（旧屋久町）

H 1 5：鹿児島市（旧吉田町）、日置市（旧吹上町）、枕崎市

H 1 6：鹿児島市

H 1 7：指宿市

H 2 2：出水市、南さつま市

H 2 5：霧島市、阿久根市

H 2 6：鹿屋市、姶良市

H 2 9：長島町

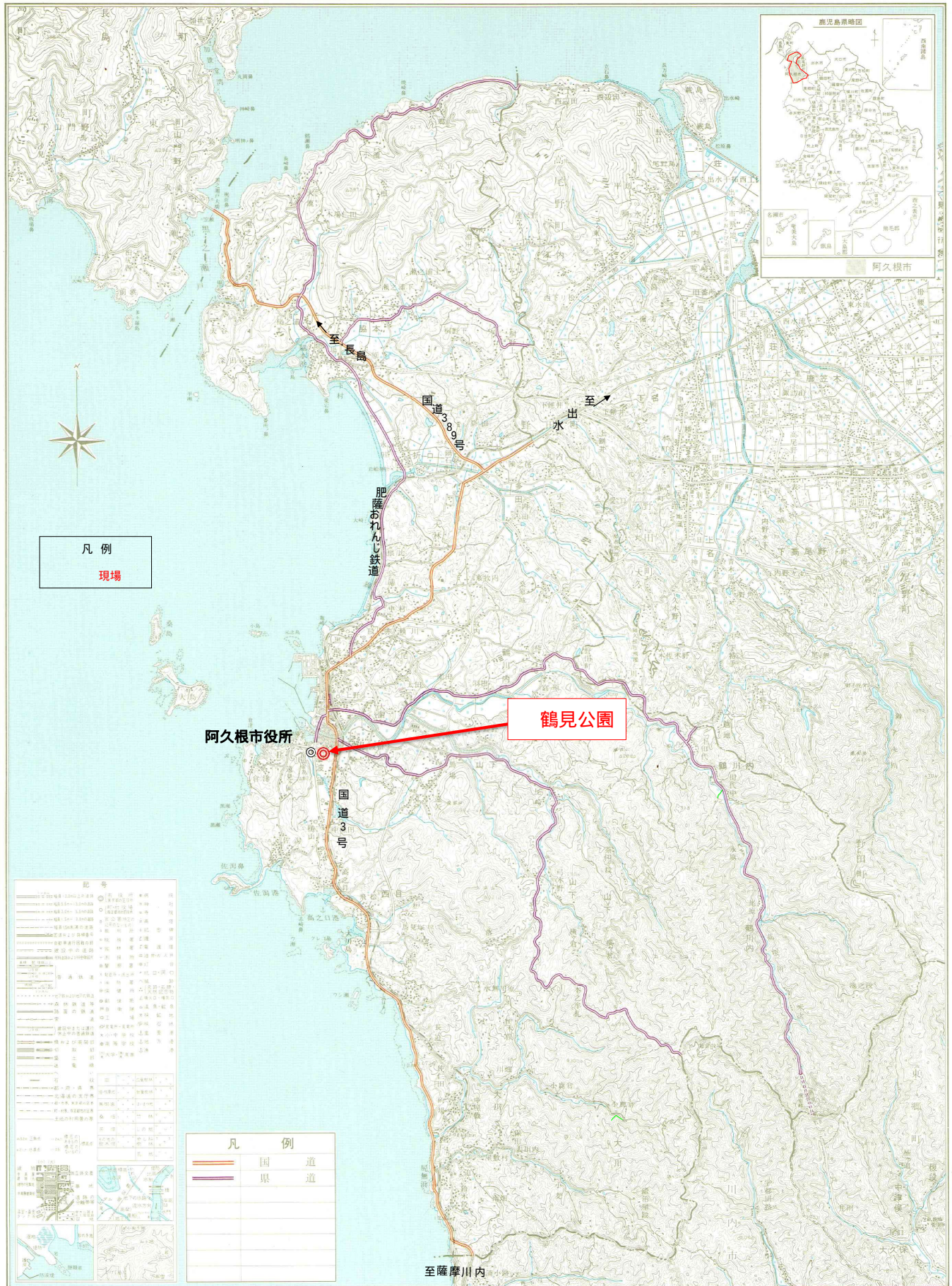
R 0 3：西之表市、中種子町、錦江町

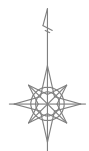
R 0 4：肝付町、薩摩川内市、いちき串木野市、南大隅町

阿久根市全図

位置図

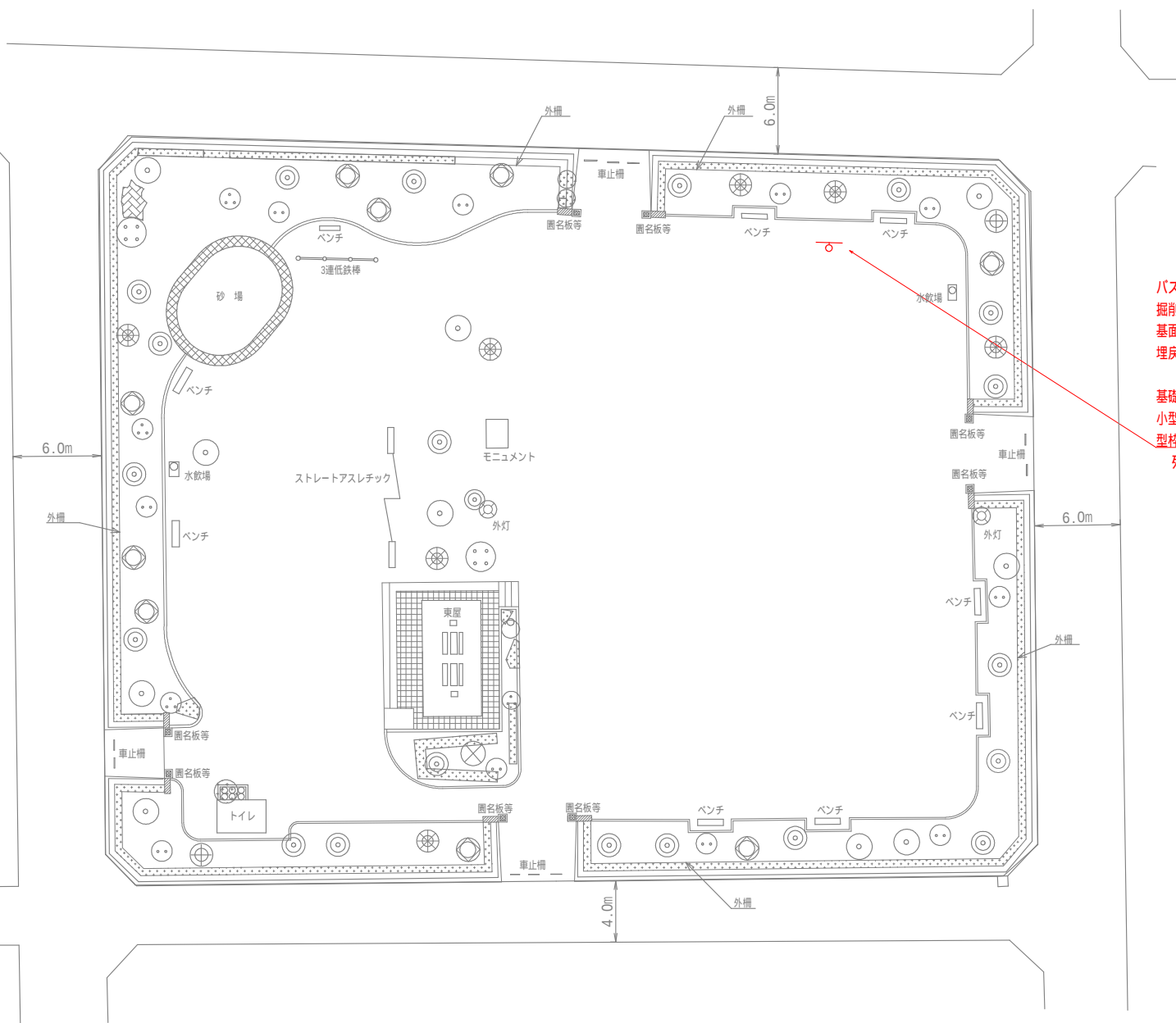
1:50,000 地形図





阿久根市都市公園

鶴見公園



バスケットゴール1.0基

掘削 $V=1.2 \times 1.2 \times 1.2=1.73\text{m}^3$

基面整正 $A=1.2 \times 1.2=1.44\text{m}^2$

埋戻し $V=1.73 - \{ (1.2 \times 1.2 \times 0.1) + 1.0 \times 1.0 \times 1.0 \}$
 $= 0.59\text{m}^3$

基礎碎石 $A=1.2 \times 1.2=1.44\text{m}^2$

小型構造物人力打設 $V=1.0 \times 1.0 \times 1.0=1.0\text{m}^3$

型枠 $A=1.0 \times 1.0 \times 4=4.0\text{m}^2$

残土については付近処理

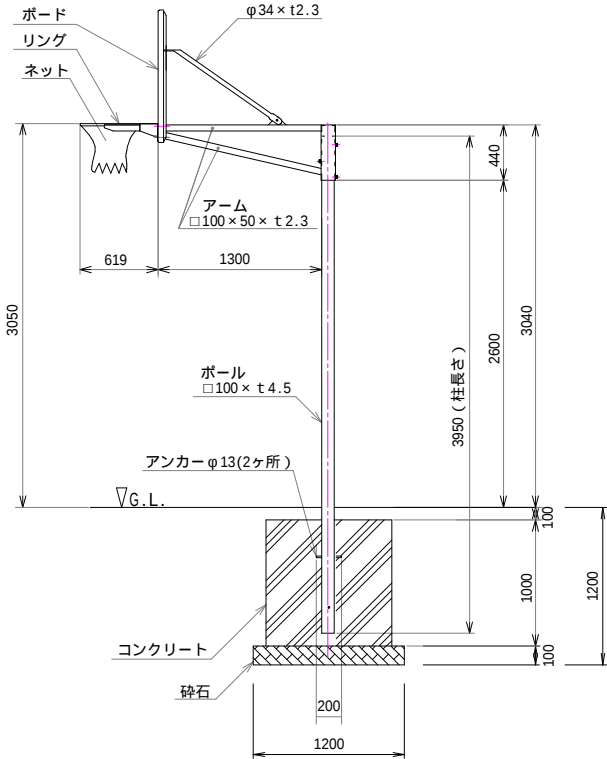
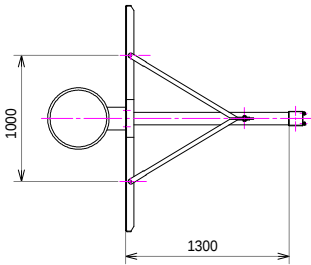
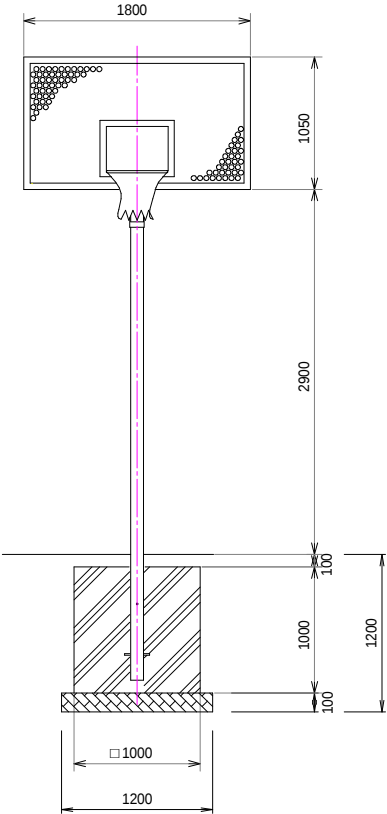
阿久根市

工事名	令和7年度 鶴見公園スポーツ施設整備工事
公園名	鶴見公園
工事箇所	阿久根市 鶴見町 地内
図面種類	平面図
縮尺	1:150
図面番号	全 葉 第 1 号

バスケットゴールパンチング(一般) 防護マット□100用(バスケットゴール用)

バスケットゴールパンチング
(一般用)

S = 1 : 30



仕様

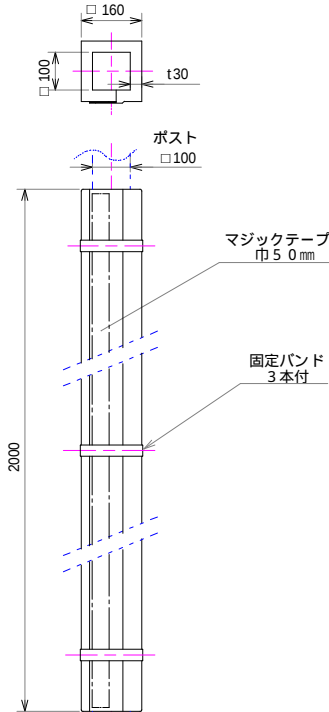
- ボード : アルミ合金 板厚6mmパンチング板
焼付塗装
ポール : 一般構造用角型鋼管 (JIS G3466 STKR)
溶融亜鉛メッキ処理後焼付塗装
アーム : 一般構造用角形鋼管 (JIS G3466 STKR)
一般構造用炭素鋼鋼管 (JIS G3444 STK)
溶融亜鉛メッキ処理後焼付塗装
リング : 一般構造用圧延鋼材 (JIS G3101 SS)
溶融亜鉛メッキ処理後焼付塗装 (橙色)
ネット : ビニロン 20S/300本
ネジ類 : ステンレス製 (SUS304)
重量 : 117kg/半対

製品は(一社)日本公園施設業協会 J P F A - S P L - S 2024に準拠する。

風速36 m/s、ポール・アーム・リング : 溶融亜鉛メッキ処理後焼付塗装

防護マット□100用
(バスケットゴール用)

S = 1 : 10



- 仕様 外皮 : 防水帆布
芯材 : ポリエチレンフォーム
固定方法 : マジックテープ 固定バンド3本付
重量 : 2.3kg

阿久根市	
工事名	令和7年度 鶴見公園スポーツ施設整備工事
公園名	鶴見公園
工事箇所	阿久根 郡 鶴見 町 地内
図面種類	展開図
縮尺	各図参照
図面番号	全 葉 第 2 号